

2012年12月27日

町田市浄化槽保守点検業登録通知書

株式会社 町田清掃社

代表取締役 中溝 次郎 様

複写無効

町田市長 石阪 丈一



2012年11月22日 付けの浄化槽保守点検業者の 新規登録申請 については、  
浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので通知します。

1	登録年月日	2012年12月23日
	有効期限	2017年12月22日
	(初回登録	2012年12月23日 )
2	登録番号	町浄保(1)第 24号

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

2013年6月12日

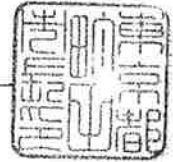
町田市浄化槽保守点検業登録通知書

株式会社 町田清掃社

代表取締役 菅原 久仁夫 様

複写無効

町田市長 石坂 丈一



2013年6月6日 付けの浄化槽保守点検業者の 登録事項変更届 については、  
浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので通知します。

- |        |         |               |
|--------|---------|---------------|
| 1 登録事項 | 役員 の 辞任 | 中溝 次郎（代表取締役）  |
|        |         | 飯塚 新一（取締役）    |
|        | 役員 の 就任 | 菅原 久仁夫（代表取締役） |

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。